

●香川県選挙管理委員会告示第84号

平成22年10月24日執行予定の香川県議会議員補欠選挙（木田郡選挙区）に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成22年9月17日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成22年10月14日（ただし、年齢については、平成22年10月24日で算定する。）
- 2 登録の日
平成22年10月14日
- 3 縦覧期間
平成22年10月15日